

確定申告の事前提出や申告に関する質問などを受け付けています

尾鷲税務署による事前申告相談会を開催

個人事業者で営業所得がある方や、農業所得がある方、住宅借入金等特別控除の適用を受ける方、年金所得者、公共事業により土地建物などを譲渡された方、その他申告についての相談のある方を対象に、下記の日程で事前申告相談を受け付けます。

申告相談を希望される方は、帳簿や領収書、土

地の売買契約書、源泉徴収票など令和元年分の所得がわかるもの、社会保険料控除証明書、印鑑、その他必要書類をご用意のうえお越しください。

スマートフォンでの確定申告も可能ですので、お持ちの方はご持参ください。

なお、町が開催する所得税・町県民税の相談会場等については来月号の広報にてご案内します。

◆尾鷲税務署による事前申告相談会

月/日	場所	時間	対象
2月4日(火)	役場 2階 大会議室	午前 10 時 ～ 午後 4 時 ※受付は午後 2 時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業により土地建物などを譲渡された方 ・個人事業者で営業所得、農業所得などがある方 ・住宅借入金等特別控除の適用を受ける方 ・その他申告についての相談のある方
2月5日(水)	役場 2階 大会議室	午前 10 時 ～ 午後 4 時 ※受付は午後 2 時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業により土地建物などを譲渡された方 ・年金所得者（医療費控除や社会保険料控除などの適用を受ける方） ・その他申告についての相談のある方

▶詳しくは、尾鷲税務署個人課税部門（☎0597-22-2224）、または役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

紀宝町・御浜町・熊野市内の公立小中学校が対象

小中学校講師等の登録希望者説明会を開催

令和2年度紀宝町・御浜町・熊野市内の公立小中学校の講師等の登録を希望する方を対象に、任用・勤務条件等に係わる説明会を次のとおり開催します。

【日時】 1月19日(日)

午後2時から(受付：午後1時30分から)

【会場】 御浜町役場 3階くろしおホール

【対象】 令和2年度に熊野市・御浜町・紀宝町内の公立小中学校への講師等の採用・任用に関して登録を希望する方

【募集職種】 講師、養護助教諭、事務補助員、学校栄養補助員

※採用の有無・採用人数等は説明会以降に決まります。

【勤務形態】 常勤・非常勤

【資格】 小学校教諭普通免許状、中学校教諭普通免許状、養護教諭免許状、栄養教諭免許状、栄養士免許状のうちいずれかを有する者（令和2年3月末取得見込みも可）

※事務補助員は上記の免許は不要です。

【必要書類等】

・講師等登録希望の方は、12月24日(火)から1月10日(金)まで(土・日を除く)の期間に、町教育委員会にて登録関係書類一式を受け取り、必要事項を記入し、必要部数を揃えて説明会にご持参ください。

・必要書類の郵送を希望する方は、送り先の住所・名前を明記したA4が入る封筒に、210円切手を貼って、町教育委員会へお申し込みください。

▶詳しくは、町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。

町会計年度任用職員登録制度について

会計年度任用職員登録制度への登録を！

町では、令和2年4月1日から始まる「会計年度任用職員」の登録を受け付けます。

【会計年度任用職員とは】

現行の臨時職員・非常勤職員に代わる制度で、地方公務員法第22条の2に基づき、任期を1会計年度内として任用される一般職非常勤職員です。

「紀宝町会計年度任用職員登録制度」は、会計年度任用職員の希望者を職種別で登録し、必要に応じて登録者のなかから選考を行い任用するものです。登録職種や手続きなどは、以下のとおりですので、登録を希望される方は、役場総務課に必要書類を提出し、登録手続きを行ってください。

登録職種・内容	登録資格
①一般事務職	パソコンの操作ができる方
②保育士・保育補助員 ③幼稚園講師	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方 *②の保育補助員は、保育士資格は問わない
④教育支援要員	*資格は問わない
⑤介護支援専門員	資格と自動車運転免許（普通）を有し、パソコンの操作ができる方
⑥保健師 ⑦看護師・准看護師 ⑧管理栄養士・栄養士 ⑨歯科衛生士	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
⑩用務員（校務員） ⑪管理人	*資格は問わない
⑫調理師	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
⑬調理師補助	*調理師資格は問わない
⑭給食センター運転手兼調理補助員	自動車運転免許（準中型以上）を有する方 *調理師資格は問わない
⑮清掃作業員	自動車運転免許（準中型以上）を有する方
⑯運転手	自動車運転免許（大型1種）を有する方
⑰施設管理士	*資格は問わない

◆登録手続き

次の書類に必要事項を記入のうえ、役場総務課まで提出してください。

- ・登録申込書（役場所定の様式。役場総務課窓口または町ホームページにて入手可能）
- ・資格（免許）証の写し（②・③・⑤～⑨・⑫・⑭～⑯の職種）

◆登録受付期間

随時、受け付けています。

◆登録期間

登録の日から2年間

◆任用条件

- ・勤務時間…正規職員の1週間あたりの勤務時間（38時間45分）より短い時間で、任命権者が定める勤務時間
- ・任用期間…1年以内
- ・その他…町会計年度任用職員の任用、勤務条件および身分取扱いに関する規程による

▶詳しくは、紀宝町ホームページ（<https://www.town.kiho.lg.jp/government/personnel/temporary/>）をご確認いただくか、または役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。